

か
も
か
わ

暑中お見舞

申し上げます

私の宗教心

何年も前のことですが、東山の法然院で行われていた歎異抄の読書会に何回か参加したことがあります。参加の切っ掛けは、ある時、宗教学を大学で教えていた知人の法要に出席した帰途、同じくその法要からの帰りであったA氏とタクシーに偶々同乗したことです。儀礼的な会話をしているうちに、A氏が東京在住で、私の友人が幹事をしている歎異抄読書会の講師をするために毎月法然院に来ていることを知りました。私は、宗教や仏教というものに取り立てて興味を持っていたわけではないのですが、日頃から何となく気になる事柄だったので、後日、その友人に頼んで読書会に入れてもらったのです。

私は、福井県の出身です。福井は昔から浄土真宗の盛んなところで、私も小さい頃から毎日食事前に祖父母に付いて仏壇にお経を上げるのが日課でした。それは習慣のようなもので、今でも親鸞の正信偈の一節を覚えていますが、だからといって仏教や阿彌陀佛を信ずるようになつたわけでもなく、ましてや称名念仏をしたこともありません。正に度し難い凡人そのものです。しかし、凡人ではあつても何となく阿彌陀佛や浄土真宗に関心というか親近感のようなものを抱いているのは事実です。そのようなわけで、読書

会の会場に並べられていたA氏の著作「日本人はなぜ無宗教なのか」「人はなぜ宗教を必要とするのか」「仏教と日本人」「無宗教からの歎異抄読解」などを購入して拾い読みしてみました。これらの本が言っていることは大体分かりましたが、それとは別に漠然と次のようなことを感じました。

多くの日本人は正月には初詣をし、家を建てれば神主に地鎮祭をしてもらい、お盆やお彼岸には墓参りをしています。これらの年中行事は、神道や仏教の行事のような形はとつていても、私たちが皆神道とか仏教を信じて行っているわけではなく、単に世間で行われる習俗として何となくそれに従っているにすぎません。私もその一人で、それは無宗教だからだというのが自然な宗教とでもいうのか、よく分かりませんが、普通の人の実感のように思います。

それでも、私も人並みに人間存在のほかなさを感じますし、自分の存在や自分が日々何事もなく無事に過ごせることが自然というか天というか人知を超えた何もかのお陰であるような思いもしないではありません。随分以前のことですが、私が京都大学に合格した時に郷里の遠縁にあたる人から囲炉裏端で言われたことがあります。普通のお百姓で仏教の信心深い

かなり高齢の人でした。その人から、「和夫さん、あなたは京大に入ったが、それは誰のお陰だと思うか」と訊かれました。私が口ごもっている、その人は、「あんたは自分が頭がいいし勉強もしたからだと思っ

ているだろう。それもあるかもしれないが、それよりも、人間を超えたもつと大きなものの存在のお陰だとは思わないか」と言うのです。当時、いい気になつていた私は頭をガンと殴られたように感じ、そうかもしれないと思つてこの言葉が七〇年経つた今も私の脳裏に刻み込まれていて忘れることができません。

私は仏教やキリスト教の信者ではありませんが、人知を超えたものの存在は、頭では否定しても心の中ではいつも感じていないと言ったら嘘になります。この「人知を超えた大きなものの存在」を信ずることが素朴な宗教心だとすれば、高校を卒業したばかりの昭和三〇年頃の私にもその意味での宗教心らしきものがあつたのかもしれません。しかし、今は六十数年も経つて彼岸もそこに見えていないというのに、その宗教心が少しも深まらないのはどうしてなのでしょう。



弁護士

坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

令和の米騒動

— 小泉農政の問題点 —

小泉劇場の開幕

問題発言で辞職した江藤拓氏に替わって小泉進次郎氏が農林水産大臣となり、矢継ぎ早に米の価格の引き下げのための政策を打ち出しました。

小泉大臣は、米の店頭価格を「五キロ二〇〇〇円に下げる」と言い、まず、備蓄米を競争入札でなく随意契約で売り渡すことを言明して、量販店やネット販売業者に安価で販売することを始めました。これを買いたい受けることができた業者の店頭では、備蓄米が言明通り「五キロ二〇〇〇円」近くで販売されており、そこに行列して買い求める人たちの様子がテレビ等で放映され、小泉大臣が、その様子を視察するシーンなどもあり、まるで備蓄米の売り渡ししが、米の異常な価格高騰の特効薬であるかのごとく報道されています。

しかし、このような方法には、根本的な疑問があります。

随意契約でよいのか

一つは、随意契約という手法です。

国が売買契約等をする場合には、契約の公平性を図るために、会計法一九条の

三によって、①契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で、競争入札に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合、②契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合、③契約に係る予定価格が少額である場合など一定の要件に当たする場合以外は、競争入札によらなければならないとされています。今回の随意契約は、備蓄米を敢えて安く販売する目的で行うもので、この例外要件に該当するとは思えません。現に、今回の契約は、全ての小売業者に平等に機会が与えられたものではなく、一部の業者に限定して販売されているようですので、行政に求められる最も大切な「公平性」を著しく害しています。しかも、一部のネット販売業者とわざわざ事前に面談して協力を求め、さらに随意契約で販売した後には、一部の量販店やコンビニを視察し、これらを大々的にマスコミに報道させるなど、特定の業者の宣伝に等しい行動すら取っています。

「公平性」などはどこにもなく、随意契約の悪いところが目立っています。

「備蓄米」放出の効果は

二つには、「備蓄米」放出の効果です。もともと日本の米の年間需要量は、七〇〇万トンといわれていますが、一回目の随意契約で売り渡しは三〇万トンに過ぎず、二回目も三〇万

トンにすぎません。しかも、古古古米とか古古古古米とかが売り出される備蓄米と銘柄米とは全く品質が違います。したがって、備蓄米の価格が、銘柄米の価格の動向に大きな影響を与え、それは到底思えません。現に、市場では、①四〇〇〇円以上の銘柄米、②三〇〇〇円台の入札米、③二〇〇〇円台の随意契約米の三つに価格帯が分かれています。また、銘柄米については、六月一七日に玄米六〇キロ当たり二万七六四九円と過去最高値を更新しており、高止まりの状態にあります。

昔、「貧乏人は麦飯を食え」と発言して大問題になった総理大臣がいましたが、まるで、「貧乏人は、並んで古古古古米を食え」と言っているに等しい状態をマスコミがなぜ問題にしないのか全くわかりません。

しかも、小泉大臣は、備蓄米が足りな



弁護士

尾藤 廣喜

Hiroki Bitoh

ければ、輸入米でこれに充てるとし、輸入米を前倒しで輸入するという方針を推進しています。

国内の農家の保護、自給率の上昇を目指すこれまでの農政の基本的方針はどうなっているのでしょうか。これを大きく変更するのであれば、多くの利害関係者の意見調整、国民的議論が必要でしょう。

しかし、小泉大臣はそのような気はないようです。

日本の米作りの課題と対策

元々、政府は、小規模農家を守り、食糧自給率を高める目的で、農産物特に米については、厳しい輸入制限を取ってきました。一方、米の過剰生産を防ぐ目的で減反政策を押し進めてきましたが、二〇一八年からは実施しなくなつたとされています。しかし、現実には、農林水産省は生産量の目安を示し、転作を奨励する補助金を出しており、減反政策は実質的に維持されています。これによって、米価の下落を防ぐというのですが、米の需要にあわせた供給が果たせず、この数年は常に米が不足する状態になっています。

しかも、減反政策を続けている間に、農業自体に魅力がなく、労働に見合う収入が保証されないとところから、農業従事者の減少と高齢化、耕作放棄地の増加、さらには小規模経営が殆どであるという大きな問題点を抱えるようになりました。その結果、日本の食糧自給率は先

進国中でも極めて低い状態にあります。また、安い外国産米に価格面では太刀打ちできないという問題があります。

このような問題状況を解決するためには、まず、減反政策を改め、需要に合わせた増産を図らなければなりません。しかも、日本では、小規模農家が殆どですから、安い外国産米に太刀打ちするためには、品質を高めるか、一定の価格保証がなされないと農業従事者は減る一方です。EU諸国では、食糧自給率を高めるためにさまざまな金銭的援助を行っています。日本でも、農業にこれまでと違った視点で予算をつぎ込まなければなりません。

小泉大臣の政策は

ところが、今回の小泉大臣の政策は、根本的問題である米の増産という方向を全く打ち出さず、その不足分を備蓄米で補おうとする姑息な方法にすぎません。しかも、備蓄米の量に限りがあると、今度は輸入米に頼ろうとするものから、自給率はますます下がり、日本の米作りは、壊滅状態に陥るおそれすらあります。そのうえ、需要と供給の差を把握しにくいようにするため、これまで採られていた「良」「平年なみ」「不良」などの「作況指数」を廃止するというのですから、悪質です。

また、小泉大臣は、米価の高騰には米の流通過程に問題があるとし、卸売業者の利益が過大であり、その実態を解明する必要がありますが、その視点

として具体的なエビデンスに基づかず、流通過程、とりわけJAに問題があるとして、「米の高騰防止にはJAの解体が必要」「大規模化の推進が必要」など、これまでの農政の失敗を棚に上げて、ターゲットをここに絞って、的外れの政策をゴリ押しで進めて行く可能性があります。

郵政民営化の轍を踏むな

かつて、小泉純一郎氏が、「郵政民営化で全ての問題は解決する」「これに反対する勢力は全て抵抗勢力だ」とのスローガンでマスコミを動員してキャンペーンをはったことを忘れてはなりません。「郵政民営化」が何をもたらしたかは、今でははっきりとしています。全国の郵便網の弱体化、郵政労働者の削減とモラルの低下、国による財政支援の強化の必要性の強調など惨憺たる状況です。小泉劇場などというパフォーマンスで、この国の基本政策が決められてはなりません。

米問題は、価格高騰対策の問題だけでなく、増産をどうするか、中小規模の農家の米作りをどう支えるか、評価の高い日本の米の品質をどうさらに高めていくか、食糧自給率をどう高めるか、流通過程の再編をどうするか、さらには、消費者対策として消費税の廃止など総合的で冷静な議論と実行が必要だと思います。

喧嘩両成敗

こどもの喧嘩

アメリカのトランプ大統領は、ロシアとウクライナの戦争を、子どもの喧嘩にたとえる発言をしましたが、侵略戦争を喧嘩と評するのには大きな違和感をおぼえます。

ところで、日本には、昔から喧嘩の経緯や理由を問わずに当事者を処罰するという喧嘩両成敗という考え方があります。しかし、喧嘩に至るまでには、様々な経緯があり、どちらかがより強く非難されるべき事情があるはずで、それを無視して同じように処罰するというのでは、納得がいかないというのが人情でしょう。「資料で読む日本史」の解説に従い、喧嘩両成敗が、どのように我が国において言われるようになったのかを見てみたいと思います。

喧嘩両成敗のルーツ

典型的な喧嘩両成敗の論理は、戦国期にさかのぼることができることです。駿河の戦国大名の今川氏の戦国国家法である「今川仮名目録」には、「喧嘩に及輩、不理論非、両方共に可行死罪也」とあります。喧嘩で実力行使した両当事者を「理非」、すなわち正当な理由があるか否かをたずねることなく、死罪という同等の刑罰に処すというものです。この定めの意味は、威嚇による喧嘩口論の未然の防止、喧嘩発生時の迅速な解決にあると指摘されています。

この喧嘩両成敗法は、さらにルーツを室町幕府法に求めることができるということです。中世社会では、特に土地の争いなどにおける権利実現の手段として自力救済が強く支持されていましたが、公権力（幕府）は、その対応に苦慮し、これを抑制する政策を打ち出していたそうです。この政策を実現する立法が「故戦防戦法」と呼ばれるものです。ここでは、故戦者（先に手を出した者）について理非を論ずることなく処罰し、防戦者（それに応じた者）についても処罰すると定められていました。

この喧嘩両成敗法は「見乱暴ともいえる法理ですが、当時の社会の中にはそれを支持する衡平要求がありました。当時は「相等（あいとう）の儀」という言葉がありました。ち両方同じということを意味しましたが、中世社会において広く受け入れられていた「相等の儀」は双方の損害が同等で釣り合うことを示していたのです。例えば「一方が一人死んだら片方も一人死ぬべきである、その限りでの復讐（同害報復）すら正当化されました。」

しかし、ここでいう等価は客観的、絶対的な等価ではなく当事者の主観的な等価を意味しました。当時「解死人」という慣行があったそうですが、殺人などがあった場合、真の加害者ではなく、加害者側の集

団に属する誰かが被害者側に引き渡され、被害者側は、その者の顔を見ることで済ませるといふものでした。これは復讐を儀礼的な形に昇華させ、代償させることで復讐をすることなく被害者側の主観的な衡平感覚を満たすことを目的としたのです。

喧嘩両成敗の法理では当事者双方とも同等の刑罰を受けることになるので主観的な衡平感覚が満たされ、それ故に喧嘩両成敗法は社会において受け入れられやすいものであったのです。

このように、喧嘩両成敗は権力者が国民間の実力行使を封じて秩序の維持を目的とするものでした。喧嘩に至る正当性の主張が封じられる不満よりは結果の衡平が優先されたのでしょう。

現代の刑法

しかし、現代では、検察官がどのような処分をするか、裁判官がどのような量刑を下すかについては、情状、つまり犯行に至る経過、どちらに原因があるのか、等が考慮され、喧嘩両成敗という法理は大きく修正されています。犯行の動機、原因を斟酌してもらえない制度の方がはるかに納得がいくのではないのでしょうか。



弁護士

山崎 浩一
Koichi Yamazaki

京都に住みよい街か

「どちらにお住まいですか。」と尋ねられ、「京都です。」と答えると、社交辞令は抜きにしても、とても良い所に住んでいてうらやましいという感覚を持たれる方がかなり多いように感じます。この

時、京都府をイメージされることはまづなく、京都といえば京都市をイメージされます。確かに、京都市は、千年の都として長い歴史と豊かな文化遺産に恵まれ、四季折々の自然も楽しめ、外から見れば、そのような感覚になるのでしょうか。私自身は京都出身ではなく、関東から九州まで一〇都府県をうろろした末、ここにたどり着いた「よそさん」ですが、もう二〇年以上住んでいますので、そのような視点から京都について感じるところを書いてみます。

まず身にしみるのは、夏とてつもなく蒸し暑いことです。最近は特に連日昼間、四〇度近い気温を保ってその日の最高気温の日本一争いに加われる猛者であり、気温は夜もなかなか下がらず、風も弱く湿度が高いのはおそらく最悪です。関東内陸など気温が非常に上がりませんが、湿度はそれほど高くなく、夕方には頻繁に雷雨となつて気温を下げますので、暑苦しさは京都が勝る？ように思

います。他方、京都では冬の「底冷え」があり、寒さが厳しいともよく語られますが、最近では温暖化の影響もあつてかそれほどでもないように感じます。雪はなかなか降らなくなりましたし、たまに積もつてもすぐ溶けてしまします。

疲れるのが増える観光客です。昨年京都市を訪問した外国人観光客数が過去最高であつたコロナ禍前二〇一九年の八八六万人を超える一〇八八万人(日本人を含めた全体の観光客数は五六〇六万人で、こちらは二〇一五年に次ぐ数字)であり、宿泊客数は、日本人が前年比一四%減の八〇九万人であつたのに対し、外国人が五三%増の八二一万人となり、初めて国内外の宿泊者数が逆転したとのことです。清水寺、金閣寺、嵐山等の観光名所のみならず、中心街でもいたるところで外国人があふれ、日本の街を歩いている感じではなくなりました。国際的観光都市になつた気分ですが、タクシーはなかなか拾えず、電車もバスも混雑し、特に多数の巨大なトランクで狭い空間が塞がれるのは相当なストレスです。街中では店がいかにも観光客向けのものに変わつて行き、食べ歩きが目立つようになりました。ホテル等の宿泊施設はどんどん増え、地価や家賃上昇に拍車をかけています。物価は、概して高めです。

なお、京都の住みにくさとして、人付き合ひの難しさが挙げられることが多いのですが、実体験として感じたことはありません。

これに対し、生活の利便性は高く、特に車を持たなくても暮らしていけます。

また、身近に伝統的な文化を感じることもできますし、中心街をちよつとはずせば自然は非常に豊かです。観光名所まで行かなくても、桜や紅葉は十分楽しめます。更に、運が良いといえればそれまでですが、今のところ大きな天災からは免れていますので、幾分安心感があります。

住みやすさというものは、もちろん個人のライフ・スタイルや価値観により変わりますが、京都は、暑さと人出をうまくやり過ごせば、自然や文化を楽しみながら、落ち着いた生活ができるように感じられ、「よそさん」であつても住み続けたいと思うところではあります。



弁護士

鋏田 則仁
Norihito Kuwata

京都サンガF.C.をサポートする

★ 子供の頃、父とスポーツ観戦に行くことがしばしばありました。京都に住む人間にとって身近なプロスポーツクラブといえば、(阪神という方も少なくないでしょうけれど)まずは京都サンガではないかと思えます。

おそらく一九九七年の夏の夜、父に連れられて、はじめて当時のサンガの本拠地・西京極に行きました。当時はヴェルディ川崎(懐かしい響きです)が人気で、私もご多分に漏れず緑のマフラーを持って西京極に足を踏み入れたことを覚えています。対して、京都パープルサンガ(これもまた懐かしい響きです)は、Jリーグに参入したということだけけれど、あまりよく知らないし、地元にもJリーグのチームがあるんだなあ、といった程度の認識でした。

しかし、試合が始まってみると、前半早々に京都が先制し、そのまま優位に試合を進めていきます。父と私は、京都のサッカーを見て、「これ、京都の方が強いんじゃないか?」と見方を改めました。そこで、きわめて浮ついたファンであった私は、急遽ハーフトイレを利用してサンガのタオルマフラーを購入し、「鞍替え」を果たしたのです。

★ それから約二八年、京都サンガのことを見てきました。たまにスタジアムに行くくらいで、サポーターというには不熱心では

ありましたが、それでも、日韓ワールドカップの余熱がまだ残る二〇〇三年の元日に天皇杯決勝で鹿島を破って西日本に初めてタイトルをもたらしした瞬間や、松井大輔がフランスに移籍するときにサンガタウン城陽に行ったこと、長年のJ2暮らしを経てJ1復帰に望みをつなげた柏戦で一三対一というサッカーとは思えないスコアで大敗した瞬間などは覚えています。

そのサンガが、ようやくJ1に復帰してから四シーズン目の今年、一時は首位に立ち、前半戦を二位で終えています。

★ 弁護士になり、自分で広告を出したり寄付をしたりすることが増えました。お金をどう遣うか考えるのも簡単ではないと感じます。

以前から、京都サンガを支援する、という選択肢があることは認識していましたが、既に偉大な先達もいる状況で(たとえばプロクラブとしてのサンガ創立に寄与した「京都にJリーグを」市民の会の代表は大阪弁護士会の桂充弘先生です)、支援するといっても微々たる力であろう私が後から入っていくのもどうか躊躇していました。

しかし、以前から高校の先輩にお誘いいただいたことや、先んじてサポーターカンパニーになっていた弁護士先輩からお声がけいただいたことをきっかけに、とうとう今年、「やはり、やろう」と重い腰を

★ 上げることにしたのです。

★ そういうわけで、誰に気づかれるわけでもありませんが、サポーターカンパニーである、という顔をしながら、先日、サンガスタジアムby KYOCERAに行ってきました。私の名前がここに掲げられることになるなど、西京極で雨や虫に降られながら観戦していた子供の頃には想像もしていませんでした。せつかく重い腰を上げて始めたのですから、息長くサポートをしていければと考えています。



弁護士

齋藤 亮介
Ryosuke Saito

「家裁の人」

近年ではNHKの連続テレビ小説「虎に翼」などが話題になりましたが、弁護士や裁判官を題材にした漫画やドラマはたくさんあります。ただ、私自身はあまりそれらに触れる機会を持つてきませんでした。なぜかと言われるとはつきりと答えるのは難しいですが、元々それ程熱心にドラマなどを観る方ではないことや、自分のよく知る業界の話だと細かいリアリティなどが気になってしまったり、仕事のことや頭をよぎってしまいがちな性格なので、フィクションの世界では普段関わっているものとは全く違う分野のものが好きということはあるのだと思います。

★
そんな私でも、小学生の頃から熱心に読んでいたのは、裁判官が主人公である「家裁の人」(毛利甚八作、魚戸おさむ画、小学館)という漫画作品です。この作品は、一九八七年から一九九六年まで連載されていた作品で、地方都市の裁判所で裁判官をしている植物好きの桑田判事が、主に少年事件や離婚・相続などの家事事件を解決していく話です。何度かテレビドラマ化もされているようです。

少年事件や家事事件を桑田判事が処理する中で展開される物語ですので、そ

の設定もさることながら、作中では登場人物が裁判所や法制度の限界や矛盾に葛藤する場面も多く、今思えば割と本格的な法律業界内の話です。しかし、親に買ってもらって読み始めた当時は、まだ「ドラゴンボール」や「スラムダンク」といった全世代的に著名な漫画等に触れるより前にほぼ初めて読んだ本格的な漫画作品だったこともあり、純粋にストーリーを楽しんで読んでいました。なので、私にとつて「家裁の人」は、法律業界の物語というよりも、桑田判事という穏やかだけれど実はすごい人が、人間関係の悩みや争いを格好良く解決していく物語という印象を持っていて、桑田判事の言葉は私の人生での行動基準にも影響を与えているように思います。

★
作中で桑田判事は、彼の好きな植物のエピソードを交えながら、少年や関係者に対し、優しくも深い言葉で励まし、心を動かしていきます。子どもの頃から幾度となく読み返していますが、本質はどこにあるのか、未だにその意味を考え直すことも多いです。私の好きなエピソードの一つに「スノードロップ」(第五巻収録)という話があり、印象深い桑田判事の言葉が登場しますのでご紹介します。

★
保護観察中にバイクで交通事故を起こ

し、同乗していた友人に大けがを負わせてしまった十七歳の少年は、医師を志します。しかし、少年院の生活環境で勉強に集中することは難しく、訪れた桑田判事に愚痴をこぼします。桑田判事は、スノードロップという植物の次のような伝説を紹介します。

天地創造の時、風と雪だけ色を与えられませんでした。雪は神の元に行き、自分にも色を与えるよう不平を言います。これに対して神は、花に言つて色を貰うように薦めますが、花たちは雪に自分の色を分けようとはしませんでした。その時、唯一雪に色を分けてくれたのが、白い花のスノードロップだった。だから、雪は今もスノードロップのために土を覆つて、冬の寒さから守っている…というものです。それに引き続いて桑田判事はこう言います。

「人の仕事って、雪の欲しがった色のようなものだと思うかい？ひとつを捨てても結局は何かを選んだからね。」夢を捨てちゃいけないよ。」

スノードロップの花ことばには、逆境の中の希望や友情、というものがあるそうです。



弁護士

鋏田 透
Toru Kuwata

久しぶりの大文字山

★ 今年のゴールデンウイークは、二十年以上ぶりに大文字山に登りました。京都で育った私にとって、遠足で山登りといえば「大文字山」で、子どもの頃に何度も登りました。

ただ、そもそも、私は虫が苦手、お手洗いに困る等の理由でどちらかというと登山は苦手です。昨年、愛宕山（標高九二四メートル）の山頂にある火伏祈願で知られる愛宕山神社参拜のために、家族で愛宕山に登った際、片道二時間以上のそれはそれは大変な登山でしばらく登山はしないつもりだったのですが、無事に下山でき、強気になつていたせいか、ここを登れたら、子どもの頃に登った大文字山は余裕だろうとと考えてしまい、「大文字山だったら登る。」なんて言ってしまったことが実現して、この度、大文字山に登ることとなりました。

★ 大文字山といっても、「右大文字」「左大文字」と二つあり、今回登ったのは、京都市左京区にある右大文字山です。

大文字山といえ、ご存じのとおり、毎年八月一六日行われる五山の送り火で「大」の字が点火される山で、他には、「妙」「法」「船形」「鳥居形」が各山に点火されます。

「五山の送り火」は、京都の有名な夏の

伝統行事で、多くの観光客が見物に訪れます。そもそも送り火とは、諸説あるよう

ですが、お盆の最後の行事で、迎え火によって現世に迎えたご先祖様の霊を再び、死後の世界に送るためにその足元を照らすという意味があるといわれています。起源とされる時期は明確ではなく、室町時代や江戸時代等、様々な見解があるようで、昔は、現在の五山に加えて「い」「一」「竹の先に鈴」「蛇」「長刀」の十山での送り火だったようです。

★ 子どもの頃には、お盆休みの終わりに家族みんなで見に行く行事で、山に火が点いてきれいだなくらいにしか思っています。祖父母が亡くなつて以降、「あっちの世界に帰っていったなあ。また来年のお盆に来てください。」なんて思いながら山に手を合わせるようになりまし。それぞれが送り火を見ながら亡くなった方やご先祖様に思いを馳せる大切な伝統行事であり、今後とも繋いでいってほしい行事です。

★ さて、私の大文字山登山です。子どもが山でお弁当が食べたい、カップラーメンが食べたい、お菓子は山盛り持つて行くというので、大量のお湯、お弁当、お菓子やらで想定外に重いリュックを背負い、銀閣寺近くの登山口から登り始め

ましたが、登山口に着いたあたりで、下の子どもが「疲れた」「抱っこ」とのこと。お菓子を餌になんとか抱っこを回避し、やっとこさ火床まで登ることができましたが、私自身、運動不足も相まって、大文字山

だったら登るなんて軽々しく言ったことを後悔するほです。山頂まで行くことは早々に断念し、火床で景色を見ながらお弁当を食べました。火床からは京都の町を一望でき、景色が想像以上に素晴らしく、とても気持ちがいいものでした。送り火の際には、火床に点火するために暗い山道で大勢の方が登って点火すると思うと本当に頭が下がります。

★ 当たり前ですが、山に登ると今度は降りなければなりません。愛宕山に登った際には、下山中、疲労から足がもつれ、子どもを道ずれに大転倒したため、今回はそんなことがないように足に力を入れ、なんとか怪我なく下山することができましたが、下山したときには膝が大笑いの状態で大変でした。そんな久しぶりの登山でしたが、今年の五山の送り火は、大文字山の火床まで登ったね、なんて話をしながら見たいと思います。

★ 次の登山はしばらく先になりそうです。

弁護士

No Printing

渡邊 遥香
Haruka Watanabe

かもがわ講座

戸籍にフリガナ

戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、令和七年五月二六日に施行されました。ややこしい名称の法律ですが、要点としては、戸籍や住民票の記載事項に氏名のフリガナが記載されるよう改正が行われたということです。

この制度改正は、主に行政デジタル化の一環として、戸籍をはじめとする行政機関が保有する氏名の情報をデータベース化するにあたり、フリガナを特定することで検索処理を容易にし誤りを防ぐという目的で行われました。このほか、金融機関等で複数のフリガナを使用し、別人を装い、各種規制を潜脱しようとするケースが多くみられたため、こういった悪用を防止するといった目的もあるようです。

施行日以降、本籍地の市区町村長

から住民票上の住所宛に、戸籍に記載される予定のフリガナが記載された「フリガナの通知」が送られます。もしも自分の認識と異なるフリガナが記載されていた場合には、正しいフリガナを自治体に届け出る必要があります。この届け出を行わなかった場合には、令和八年五月二六日以降に、「フリガナの通知」に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されることとなります。

日常生活で戸籍に触れる機会は少なく、婚姻や相続などの際にしか意識しないことも多いため、それほど重要なことなのか？といった疑問もあるかもしれません。しかし、今回戸籍に記載されるフリガナの記載は、住民票やマイナンバーカードの記載にも使われますし、年金やパスポート、預貯金口座のフリガナと一致しない場合に本人確認や取引に支障が生じる可能性もあります。そのため、「フリガナの通知」の

記載の確認やフリガナの届け出を行う場合には慎重を期す必要があります。また、氏名のフリガナの制度化にあたり、フリガナは「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ」との規律も設けられました。例えば、「太郎」と書いて「ジョージ」と読んだりすることはできません。

なお、この「フリガナの通知」が自治体からなされることに乗じて、自治体職員などを騙り、手数料や届け出に違反した罰金などとして金銭を要求する詐欺も発生しているようです。これらの手続や届け出について手数料が発生したり、罰金、罰則が科されることはありませんので、くれぐれもご注意ください。

